三　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正関係
　改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条及び第三条関係）
四　石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正関係
　改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条及び第三条関係）
五　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令の一部改正関係
　改正法の施行に伴う独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施している石炭経過業務の機構への移管に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則関係）
六　特別会計に関する法律施行令の一部改正関係
　改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第五〇条及び第五二条関係）
七　国土交通省組織令の一部改正関係
　改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第八条及び附則第四条並びに第一四条の二関係）
八　復興特別法人税に関する政令の一部改正関係
　改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一〇条関係）
九　施行期日
　この政令は、一部の規定を除き、平成二四年九月一五日から施行することとした。

◇**原子力規制委員会設置法の施行期日を定める政令**（政令第二二八号）（内閣官房）
　原子力規制委員会設置法（平成二四年法律第四七号）の施行期日は、平成二四年九月一九日とすることとした。

◇**原子力規制委員会設置法第二十二条第一項の員数を定める政令**（政令第二二九号）（内閣官房）
1　原子力規制委員会設置法第二二条第一項の政令で定める緊急事態応急対策調査委員の員数は、四〇人とすることとした。
2　この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二四年九月一九日）から施行することとした。

◇**原子力規制庁組織令**（政令第二三〇号）（内閣官房）
1　原子力規制庁に、次長一人を置くこととした。（第一条関係）
2　原子力規制庁の所掌事務の一部を総括整理する職に係る原子力規制委員会設置法（以下「法」という。）第二七条第六項において準用する国家行政組織法第二一条第五項に規定する政令の定める数は、五人とすることとした。（第二条関係）
3　原子力規制庁に置く課及びこれに準ずる室に係る法第二七条第六項において準用する国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、六とすることとした。（第三条関係）
4　原子力規制庁に置く課長に準ずる職に係る法第二七条第六項において準用する国家行政組織法第二一条第五項に規定する政令の定める数は、五人とすることとした。（第三条関係）
5　この政令は、法の施行の日（平成二四年九月一九日）から施行することとした。

◇**原子炉安全専門審査会令**（政令第二三一号）（内閣官房）
1　原子力規制委員会設置法（以下「法」という。）第一五条第一項の政令で定める審査委員の員数は、三〇人とすることとした。（第一条関係）
2　原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。（第一条関係）
3　審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第一条関係）
4　審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第六条関係）
5　審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理することとした。（第七条関係）
6　この政令は、法の施行の日（平成二四年九月一九日）から施行することとした。

◇**核燃料安全専門審査会令**（政令第二三二号）（内閣官房）
1　原子力規制委員会設置法（以下「法」という。）第一九条第一項の政令で定める審査委員の員数は、二〇人とすることとした。（第一条関係）
2　核燃料安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。（第一条関係）
3　審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第一条関係）
4　審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第六条関係）
5　審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理することとした。（第七条関係）
6　この政令は、法の施行の日（平成二四年九月一九日）から施行することとした。

◇**原子力規制委員会独立行政法人評価委員会令**（政令第二三三号）（内閣官房）
1　原子力規制委員会の独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織することとした。（第一条関係）
2　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。（第一条関係）
3　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、専門委員を置くことができることとした。（第一条関係）
4　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任することとした。（第四条関係）
5　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第七条関係）
6　委員会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理することとした。（第八条関係）
7　この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二四年九月一九日）から施行することとした。

◇**原子力防災会議令**（政令第二三四号）（内閣官房）
1　議長は、会務を総理することとした。（第一条関係）
2　副議長は、議長を助けることとした。（第二条関係）
3　原子力防災会議（以下「会議」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に、事務局次長二人以内、審議官二人以内及び参事官八人以内を置くこととした。（第三条～第五条関係）
4　この政令に定めるもののほか、会議の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定めることとした。（第六条関係）
5　この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二四年九月一九日）から施行することとした。

◇**原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第二三五号）（内閣官房）
一　原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令の一部改正（第三条関係）
1　題名を原子力委員会設置法施行令に改めることとした。
2　原子力安全委員会に関する規定を削除することとした。
二　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正（第四条関係）
1　原子力の安全の確保のための規制に関する規定の主務大臣を原子力規制委員会とすることとした。
2　主務大臣の変更に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七一条第八項の規定による関係行政機関の長への通報その他の手続につき所要の整備を行うこととした。
3　原子力規制委員会は、特定原子力施設に関する実施計画の認可等をする場合においては、あらかじめ国家公安委員会等の意見を聴くこととした。
三　放射線審議会令の一部改正（第五条関係）
1　専門委員は、原子力規制委員会委員長が任命することとした。
2　放射線審議会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理することとした。
四　電気事業法施行令の一部改正（第七条関係）
　原子力発電工作物に関する事項に関する主務大臣を、原子力規制委員会及び経済産業大臣とすることとした。
五　原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正（第一四条関係）
　原子力事業者防災業務計画の作成等に当たってあらかじめ協議すべき関係周辺都道府県知事の要件について定めることとした。